

真岡市観光協会広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、真岡市観光協会(以下「観光協会」という)が、インターネット上に公開しているホームページへの広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業種又は業種の基準)

第2条 次の各号のいずれかに該当する業種または業者に関わる広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの又はこれに類するもの
- (2) 消費者金融又は高利貸しに該当するもの
- (3) 公共を除くギャンブルに該当するもの
- (4) 真岡市のイメージを損ねるおそれがあるものであって、観光協会長が承認しないもの

(広告の種類及び範囲の基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当する内容の広告は、掲載しない

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 真岡市観光協会ホームページの使命及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (3) 風俗営業又はこれに類するもののうち青少年の健全な育成を阻害すると認められるもの
- (4) 公の秩序若しくは善良な風俗に反するもの又は反するおそれのあるもの
- (5) 政治活動、選挙、宗教活動、意見広告、個人的宣伝及び消費者金融に類するもの
- (6) 真岡市観光協会ホームページに掲載する広告として適当でないと真岡市観光協会が認めるもの

(広告掲載期間)

第4条 広告掲載期間及び更新については次のとおりとする。

- (1) 本契約開始より、6ヶ月を契約最低維持期間とし、その間は12条に基づく契約の解

除はできないものとする。

(2) 契約満了時に第 12 条の規定による契約の解除がない場合、本契約は自動的に更新される。その際の基準契約期間については、会員 12 ヶ月／非会員 12 ヶ月となる。

(掲載場所)

第5条 広告を掲載する場所は、協会ホームページのトップページ下側とする。

配列に関しては契約順とする。

(広告の種類、枠数、規格及び掲載料)

第6条 掲載する広告は、バナー広告とする。

(1) 広告枠数は、最大 10 枠とする。

(2) 広告の掲載料及び規格は、次のとおりとする。

(掲載料金)

1 枠	協会会員	1. 静止画	6 ヶ月	20,000 円 (税込み)
			12 ヶ月	30,000 円 (税込み)
		2. アニメーション GIF (静止画切り替え 3 枚以内)	6 か月	30,000 円 (税込み)
			12 か月	60,000 円 (税込み)
1 枠	非会員	1. 静止画	6 ヶ月	40,000 円 (税込み)
			12 ヶ月	60,000 円 (税込み)
		2. アニメーション GIF (静止画切り替え 3 枚以内)	6 か月	50,000 円 (税込み)
			12 か月	100,000 円 (税込み)

(規格)

サイズ 縦 55 ピクセル×横 190 ピクセル

画像形式 JPG 形式、GIF 形式、PNG 形式、アニメーション GIF 形式
 (フラッシュは除く)

容量 10KB 以内 (静止画)
 50KB 以内 (アニメーション GIF)

(広告の掲載期間)

第7条 広告の掲載期間は6ヶ月又は12ヶ月を単位とする。

(広告原稿の作成・提出)

第8条 広告原稿は、掲載依頼者の責任及び負担で作成し、協会が指定した期日までに提出する。

(広告掲載の申請)

第9条 広告掲載希望者は、バナー広告掲載申込書 (第1号様式) を、協会に提出しなければならない。

(決定方法)

第10条 協会では広告掲載の可否を決定し、直接又は電話によって申請者に通知する。

(掲載料の支払い)

第11条 申請者は、協会の請求に基づき、広告掲載料を一括して支払わなければいけない。

(広告掲載の取りやめ申請)

第12条 広告主は、広告の掲載を取りやめようとするときは、契約の解除を希望する

契約満了日より起算して1ヶ月以前に、バナー広告取りやめ届出書（第2号様式）により、協会に申請しなければならない。

契約基準期間は、6ヶ月又は12ヶ月単位によってなされるため、契約期間の途中で契約を解除した場合でも、解約月は基準契約期間満了日までであったものとして保守料金は計算される。

（その他）

第14条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は協会が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年8月1日から適用する。